

岐阜県病院関係地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に 関する評価実施要領

平成 30 年 6 月 29 日付け健康福祉部長決定

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 事業年度評価の基本方針

- (1) 事業年度評価は、主として中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況（進捗状況）を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (2) 事業年度評価を行うに当たっては、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。
 - ア 県民に提供する医療の充実・向上、法人運営の効率化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人の業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。
 - ウ 法人の更なる発展のため、必要に応じ、法人の自主的な中期計画の見直しの検討に資するものとする。
 - エ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は支障が生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとする。
 - オ 業務運営上の課題にも留意し、過去の評価において示した課題の対応状況についても適正に評価すること。
 - カ 中期目標の達成状況にかかわらず、法人の信用を失墜させる事案が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。
 - キ その他法人を取り巻く諸事情
- (3) 評価の実施にあたっては、評価に係る作業が法人にとって過重な負担とならないよう配慮する。

3 事業年度評価の実施方法

事業年度評価は、各事業年度における中期計画の各項目の実施状況を調査・分析（項目別評価）するとともに、その結果等を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について総合的な評定（全体評価）を行う。

- (1) 項目別評価
 - ア 業務実績報告

法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年岐阜県規則第 47 号）第 8 条第 1 項の表 1 の項の下欄に掲げる事項を記載した業務実績報告書を、6 月末までに知事へ提出しなければならない。

なお、業務実績報告書の作成に当たっては、以下の点に留意するよう努めるものとする。

- ①法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、客観的かつ具体的に記述すること。
- ②自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入すること。
- ③自己評価又は知事の評価において検出された業務運営上の課題については、次年度以降の業務実績報告書において改善策の実施状況を記入すること。

イ 法人による自己評価

法人は、法第 25 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項に対応する中期計画の大項目（次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。）に属する中項目については、実績報告と併せて、年度計画の実施状況について、次の表により 4 段階で自己評価を行う。

- ①「住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組」
- ②「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」
- ③「予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画」
- ④「その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」（職員の就労環境の向上、岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項、施設・医療機器の整備に関する事項、法人が負担する債務の償還に関する事項、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途）

段階	評価基準	判断の目安
Ⅳ	年度計画を上回っている	計画の実施状況が 100%超
Ⅲ	おおむね年度計画どおり実施している	計画の実施状況が 90%超 100%以下
Ⅱ	年度計画を下回っている	計画の実施状況が 60%超 90%以下
Ⅰ	年度計画を大幅に下回っている	計画の実施状況が 60%以下

注) 事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが（法第 28 条第 3 項）、中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行うものとする。

ウ 検証・確認

(ア) 検証（自己評価対象大項目に属する項目）

知事は、自己評価対象大項目に属する項目について、「中期目標の達成に向けた中期計画が、各事業年度において順調に進捗しているかどうか」との観点から、中期計画の中項目ごとに、年度計画の実施状況について、法人による自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。検証結果と法人による自己評価が異なる場合は、

その理由等を示す。

また、中期計画の中項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。

(1) 確認（自己評価対象大項目に属する項目以外の項目）

知事は、自己評価対象大項目に属する項目以外の項目について、業務実績報告書に記載された年度計画の実施状況等を確認し、総合的な評価を行う上での参考事項とする。

(2) 全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の実施状況全体について、次の表により5段階で総合的な評価を行うとともに、記述式で総括的な評価を行う。

全体評価を行うに当たっては、総合的な評価に影響を与える事業等を加味して評価を行う。

段階	評価基準
S	中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある（特記事項の内容等も勘案して評価委員会が特に認める場合）
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
C	中期目標の達成のためにはやや遅れている
D	中期目標の達成のためには重大な遅れがある

4 岐阜県地方独立行政法人評価委員会の知見の活用

法人の業務の実績に関する評価を行うに当たっては、評価の実効性を確保するため、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第2号の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）への意見聴取を行うこととする。

5 法人への業務改善命令

知事は、事業年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、法第28条第6項の規定による業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

6 事業年度評価のスケジュール

6月30日	業務実績報告書の提出期限
7月上旬～下旬	評価委員会の開催 ・業務実績報告書の説明及び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・分析（検証）
8月上旬～下旬	評価委員会の開催 ・評価に係る意見の決定 評価結果（案）の策定

8月下旬	評価結果（案）に対する法人からの意見申出 評価結果の決定並びに法人への通知及び公表 法人への業務改善命令（必要と認めた場合のみ）
------	--

7 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を現行の中期計画又は年度計画の見直し、次期の中期計画又は年度計画の策定、法人内部の組織体制の見直し等に活用するものとする。
- (2) 知事は、評価結果を現行の中期目標又は中期計画の見直し、次期の中期目標の策定等に反映させるものとする。

8 その他

知事は、法人を取り巻く諸事情や事業年度評価の実施結果等を踏まえ、PDCAサイクル及び法人のマネジメントの実効性を高める観点から、必要に応じてこの要領の見直しを行うものとする。